個人情報に係る事務処理誤り等の公表方法

令和２年１月一括公表分より、個人情報を取り扱う事務に係るルール（重要管理ポイント）違反の原因究明を徹底する観点から、分類基準を客観化しています。

１　公表方法について

ルール（重要管理ポイント）を設定・遵守していたか否かを主な基準として、段階別に４つに分類し、かつ発生形態別（誤送付・誤交付など）に分類し、公表します。

＜令和２年11月一括公表分から＞

・分類１　ルール（重要管理ポイント）の未設定等により発生した事務処理誤り

事案の発生原因がルール（重要管理ポイント）未設定又は設定内容の不備によるもの

・分類２　当該職員のルール（重要管理ポイント）違反により発生した事務処理誤り

事案の発生原因が当該職員のルール違反によるもの

（注）なお、分類２については、有効な再発防止策を策定するため、次のとおり細分化し職員がルール違反した原因を明確化する。

1.ルールを知らなかった

2.ルールは知っていたがルールどおりのことがされなかった

3.ルールどおりのことがされたが見落とした

・分類３　その他

予見及び回避が不可能な事故など重要管理ポイントを設定していても不可避であった事案で、分類１及び２に該当しないもの

・分類４　委託業務における個人情報に係る事務処理誤り等

委託業務において発生した事案

（注）なお、分類４については、有効な再発防止策を策定するため、次のとおり細分化し事務処理誤り等が発生した原因を明確化する。

1.受託者におけるルールの未設定等

2.受託者においてルールは設定されていたが、従事していた者がルールを知らなかった

3.受託者においてルールは設定されており、従事していた者はルールを知っていたがルールどおりのことがされなかった

4.受託者においてルールは設定されており、従事していた者はルールを知っていてルールどおりのことがされたが見落とした

5.予見及び回避が不可能な事故などルールを設定していても不可避であった事案で、分類４の１から４までに該当しないもの

＜令和２年１月一括公表分から令和２年10月一括公表分まで＞

・分類１　ルール（重要管理ポイント）の未設定等により発生した事務処理誤り

事案の発生原因がルール（重要管理ポイント）未設定又は設定内容の不備によるもの

・分類２　当該職員のルール（重要管理ポイント）違反により発生した事務処理誤り

事案の発生原因が当該職員のルール違反によるもの

（注）なお、分類２については、有効な再発防止策を策定するため、次のとおり細分化し、職員がルール違反した原因を明確化する。

1.ルールを知らなかった

2.ルールは知っていたがルールどおりのことがされなかった

3.ルールどおりのことがされたが見落とした

・分類３　その他

予見及び回避が不可能な事故など重要管理ポイントを設定していても不可避であった事案で、分類１及び２に該当しないもの

・分類４　委託業務における個人情報に係る事務処理誤り等

委託業務において発生した事案

＜令和元年12月一括公表分まで＞

・分類１　個人情報に係る事務処理誤り（ルール違反があった事案）

個人情報を取り扱う事務であるにもかかわらず、ルール（重要管理ポイント）の未設定・違反があった事案が該当

・分類２　個人情報に係る事務処理誤り（分類１以外による事案）

個人情報を取り扱う事務に係るルール（重要管理ポイント）を設定・遵守していたにもかかわらず発生した事案が該当

・分類３　個人情報に係る事務処理誤り以外の事案

ルール（重要管理ポイント）を設定・遵守したとしても、予見及び回避が不可能な事故などにより発生した事案が該当

・分類４　委託業務における個人情報に係る事務処理誤り等事案

委託業務において発生した事案が該当

２　その他

【一括公表】

　毎月９日に、前々月の21日から前月の20日までに各所属から総務局行政課（情報公開グループ）に報告された個人情報に係る事務処理誤り等を取りまとめ、報道発表の方法により一括公表します。

【個別公表】

　次のいずれかに該当するときは、報道発表の方法により個別公表（一括公表資料にも掲載）します。

1.10人以上の個人情報に係る事務処理誤り等があったもの

2.今後、被害拡大のおそれがあるもの

3.業務懈怠等、著しく不適切な事務処理があったもの

4.その他個別公表すべきと判断するもの

　報道発表資料は、事案発生所属で作成し公表します。